

弟子屈町統計調査員登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弟子屈町における各種統計調査を円滑に実施するため、統計調査員（以下「調査員」という。）の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(統計調査員)

第2条 調査員は、弟子屈町、北海道又は国が実施する統計調査に際し、町長の任命又は町長の推薦により北海道知事若しくは関係大臣の任命を受け、調査員として当該調査に従事するものとする。

(任命と推薦)

第3条 町長は、調査員を任命又は推薦する場合には、原則として、この要綱の定めるところにより登録された者を優先して、調査員に任命又は推薦する。

2 前項の規定により、町長が調査員の任命又は推薦をしようとするときは、その都度、本人の同意を得るものとする。

(資格)

第4条 調査員は、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 本町の住民で年齢満20歳以上であること。
- (2) 円満な人格を有し、調査に熱意があり、調査事務を忠実に遂行できること。
- (3) 警察、徴税等の事務に従事していないこと。
- (4) 選挙に直接関係することのないこと。
- (5) 調査員としての職務上、不相当と思われる職業又は経歴を有しないこと。
- (6) 調査で知り得た秘密の保護ができること。

(登録手続)

第5条 調査員として登録しようとする者は、弟子屈町統計調査員登録申請書（別記様式第1号）に所定の事項を記入して、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の申請に基づき、調査員に適格であると認める者を調査員として登録する。

3 町長は、前項の規定により登録した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(登録に関する届出事項)

第6条 前条の規定により登録を受けた者は、登録を辞退するとき及び登録事項に変更が生じたときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第7条 町長は、登録した者が次の各号に掲げる事項に該当したときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による本人からの登録辞退の届出があったとき。
- (2) 調査員が第4条に定める条件を欠いたことが明らかになったとき。
- (3) 調査員として不相当と認められるとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年2月12日から施行する。